

二級・木造建築士に係る 後見開始 の審判届
保佐開始

下記の者は、平成 年 月 日 後見開始 の審判を受けましたので、
保佐開始

関係書類を添え、建築士法第8条の2第2号の規定により届け出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

後见人又は保佐人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

記

1 ふりがな
氏 名

2 生年月日

3 性 別

4 登録番号 二級・木造建築士 第 号

5 登録年月日